

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和7年4月10日(木) 参・法務委

川合 孝典 議員(民主)

問 裁判手続を中心とする司法サービスの地域格差解消のためには、裁判手続のデジタル化の推進及びこれに必要な人的・物的体制の整備が重要であると考えるが、法務大臣の認識を問う。

- (委員御指摘のとおり、) 全国であまねく、裁判手続や弁護士による法的支援等を必要とする方が、それらの司法サービスを十全に利用できるようにすることが不可欠であり、デジタル技術は、司法サービスを円滑かつ持続可能な形で利用者に提供するための重要な役割を果たすものと認識。

- 民事の分野における裁判手続のデジタル化は、裁判手続の一層の迅速化及び効率化等を図り、裁判を国民がより利用しやすいものにすることを目的としており、裁判所から離れた地域にお住まいの住民(や代理人弁護士)にとって、裁判手続の利便性が高まり、司法アクセスを一層向上させることに資すると認識。



- 裁判所の体制整備の在り方については、裁判所を取り巻く様々な状況を踏まえ、最高裁判所において適切に判断されるべきものと考えているが、法務省としても、最高裁判所の判断を尊重しつつ、適切に対応してまいりたい。

(参考) 令和4年4月20日衆・法務委員会における中谷真一議員に対する古川禎久法務大臣の答弁

○中谷委員 今回、民事訴訟制度のIT化を進めるというところでありますけれども、今回のこのIT化が国民にとってどのような利益をもたらすのかについて、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○古川国務大臣 お答えいたします。

今般の改正法案は、民事訴訟手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものにするために、民事訴訟手続のIT化を行うものでございます。

改正法案で盛り込まれております民事訴訟手続のIT化の具体的内容としましては、訴状等をインターネットで提出することができ、相手方も裁判所のサーバーにアクセスをして送達を受けることができるようにすること、ウェブ会議により口頭弁論を行うことができることとするなど、ウェブ会議や電話会議を利用することができる場面を拡大

すること、訴状や判決書などの事件の記録を電子化し、当事者は自分の端末から裁判所のサーバーにアクセスして記録の閲覧、ダウンロードをすることができるようにすることなどがございます。

これらの改正によりまして、自宅や事務所からも訴えの提起等が可能となるなど、民事訴訟を利用する国民の利便性が向上するとともに、訴訟手続の迅速化、効率化が図られ、社会全体での紛争解決のためのコストが低減するメリットがある、このように考えております。

(参照条文) 総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)(抄)
(基本理念)

第二条 総合法律支援の実施及び体制の整備は、次条から第七条までの規定に定めるところにより、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して行われるものとする。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】